

農地法第4・5条届出添付書類一覧表

◎ 必要添付書類

名 称	部 数
農地異動(転用等)審査申込書に 都市一課生産緑地担当、審査指導課の経由印	1
農地転用届出書	1
届出地の登記事項証明書 (全部事項証明書) (法務局の発行日から3カ月以内)	1
付近見取図 (住宅地図等の写し)	3
計 画 図 (進入路、排水計画等を記入のこと) ※ 500㎡以上の開発許可を伴う農地転用または1,000㎡以上の開発許可を伴わない農地転用は、「特定都市河川浸水被害対策法」による雨水浸透阻害行為が必要となります。	2
基 準 調 査 書	2
支部長への情報提供に係る同意書	1
委 任 状	1

◎ 個々に応じて必要な書類

名 称	部 数
隣接農地 耕作者への通知書 (現況が田、畑のみ)	1
通行同意書 (私道を進入路とする場合)	1
排水同意書 (私設水路に排水する場合)	1
届出者の住所の沿革 (登記証明と現住所が異なる場合)	1
地積測量図(一筆のうち一部を転用する場合(所有権移転を伴わない場合)) (登記は一筆単位で行うため、原則的には分筆後の届出が必要)	1
抵当権者の同意書 (5条届出のみ) ※地役権が設定されている場合は、同意書の添付は不要ですが、設定人の同意を得ておいてください。	1
相続権者が未登記の場合(戸籍謄本等)	(※下記)
親権者、後見人等の権限をもって届出の場合(戸籍謄本等)	(一 式)

※無断転用事案等の場合は、始末書等を求める場合があります。

◎ 相続登記未了の場合の必要書類(原則として相続登記が完了してから申請)

・遺産分割協議書がある場合	・遺産分割協議書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※	各1部
・遺産分割協議書がない場合	・相続人全員の同意書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※	各1部

※法務局が発行する法定相続情報一覧図で代用可

農地転用の届出書及び許可申請書の(転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要)欄記載例

- 4条届出書 4の欄
- 5条届出書 5の欄

今般、農地転用にあたり、工事施工の際、附近農地及び附近住民・住宅等に被害が及ばないよう充分注意をいたします。

また、問題が生じることが予測される場合には事前に協議をし、当委員会に一切ご迷惑をかけないよう施行いたします。